

少人数学級と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられる。今後、小学校だけに留まることなく、中学校・高等学校等での35人学級の早期実施が必要である。さらに、きめ細かな教育活動をするためには30人学級の実現が不可欠である。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

一方、厳しい財政状況の中独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

また、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が「三位一体改革」の中で2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、地方自治体の財政を圧迫しています。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。国の施策として定数改善にむけた財源を保障し、教育の機会均等が担保され、教育水準が維持・向上されるよう施策を講じ、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させる必要があります。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

- 1 中学校・高等学校等での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2 子どもたちのゆたかな学びを実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年9月26日

広島県府中市議会